各局(本部)長、 中央卸売市場長、 労働委員会事務局長、 収用委員会事務局長

総務局長(公印省略)

東京都コンプライアンス基本方針について(通知)

平成29年5月17日付けで制定した「東京都コンプライアンス基本方針」の解釈及び運用について、別添のとおり定めましたので通知します。

東京都コンプライアンス基本方針について

1 コンプライアンスの推進に向けて

東京都では、「東京都コンプライアンス基本方針」を制定し、三つの「行動指針」を定めました。これらは、都が一体となってコンプライアンスの取組を進めていくために、職員一人ひとりが従うべきものです。

この「行動指針」に従った行動を職員が着実に実行できるようにするため、 各指針ごとに、職員がとるべき行動の「考え方」と具体的な場面に沿った「心 構え」を定めました。

全ての職員は、職種や職層にかかわらず、この「考え方」と「心構え」を自 らの行動の道しるべとしてください。

2 東京都職員に求められる「コンプライアンス」とは

コンプライアンスとは、決められたことに従うこと、法令等を守ること、という意味です。

職員は、地方公務員法に基づき、法令はもとより、業務執行のために庁内で 定められたルールや組織で決定した方針等には当然に従わなければなりませ ん。

さらに、『住民の福祉の増進を図る』(※)ことは、地方自治法に定められた 地方公共団体の責務であり、職員には、単に決められたことに従うだけでなく、 都民の福祉の増進に向けて、業務に取り組むことが求められています。そのた め、職員一人ひとりが、都民が期待する都政の使命を果たしているかなどの観 点から担当業務を常に見つめ直し、より良い都政の実現を図っていかなければ なりません。

(※) 地方自治法第1条の2第1項

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

3 判断に迷ったときは

判断に迷ったときは、以下の観点から、自分の行動を見つめ直してください。

あなたや周囲の行動は・・・

- 公務員の行動としてふさわしいですか?
- 都民の利益にかなっていますか?
- 都民に堂々と説明できますか?

※職員がとるべき行動の「考え方」と「心構え」は、あくまで代表例であり、全ての場面を網羅しているわけではありません。時代の要請に応じて、その内容は随時見直しを行っていきます。

行動指針1

都政に携わる職責の重さを認識し、規範意識を高く 持ち、創造的かつ自律的に行動する。

【考え方】

- 「業務の適正な執行」、「都民への誠実・公正な対応」を実現する前提 として、自らを律し、高い規範意識を保持する。
- 全体の奉仕者であることを自覚し、法令等の遵守はもとより、公正な 業務の執行を心がける。
- 都政に対する都民の信頼を確保するため、高い改革意識に基づく創造 的かつ自律的な改善を行う。

【心構え】

- 法令等の遵守を徹底する。その上で、法令の目的や趣旨を踏まえ、その範囲内でで きることを模索し、都民ニーズや信頼、期待にできる限り応えていくよう努める。
- 踏襲的な仕事にとどまらず、社会情勢や都民生活の変化に十分留意して、常に「改善の余地があるのではないか」という発想を持って日々の業務を執行する。
- 若手職員や現場の意見を積極的に取り入れることや、できる限り現場に足を運び都 政の実情や課題、都民ニーズを「肌で感じる」ことにより、真に都民が求める行政サ ービスを職場において提案していく。
- 「どのような態度や行動が公務員に求められているのか」、「どのようなことは慎まなければならないのか」を自ら適切に判断し、勤務時間中はもとより、勤務時間外であっても、自らの行動を律する。
- 行政の仕事は権力を伴うものもあるが、それは「公共の利益」を実現するための手 段であることを肝に銘じ、職務やその地位を私利私欲のために用いない。
- 業務上利害関係者と接する場合は、都民の不信や疑惑を招く行為は厳に慎む。特に、「相手は利害関係者ではないのか」、「どこまでが業務の範囲内で、どこからが範囲外か」を明確にし、より一層の注意を払う。
- ライフ・ワーク・バランスを自ら実践し、率先して「働き方改革」に取り組むとと もに、生活体験の中から得られる多様な知識・経験を公務に活かしていく。

行動指針2 質の高い行政サービスを確実かつ効果的に提供する。

【考え方】

- 地方公共団体や地方公務員に係る基本法令、業務に係る関係法令等を 十分に理解した上で、適正に業務を執行する。
- 文書管理、個人情報の保護、経理事務等について定めた具体的なルールや、組織で決定した方針等に従い、適正に業務を執行する。

【心構え】

- 業務の執行に当たっては、根拠となる法令等(法律、政令、条例、規則等)、ルール (制度所管の要綱、通知、手引等)、組織方針等の確認を心がける。
- 「誰のために」「何のために」仕事をしているのか、業務の目的や趣旨に立ち返り、 「現行のやり方が妥当かどうか」といった問題意識を常に持つ。
- 業務を円滑に執行するため、報告・連絡・相談を適時、適切に行い、特に、悪い情報と迅速・正直に上司に報告し、組織内部で必ず情報を共有する。
- 公文書は都政の重要な記録であることを認識し、将来の業務執行上の必要性や都民の立場から見た重要度を総合的に勘案し適正に管理する。特に、保存期間の設定や資料の廃棄に当たっては、「主要な計画の根拠となる資料ではないか」、「事業の基礎となる契約書等の権利関係資料は含まれていないか」などの様々な観点から検討し、組織的な意思決定の上で、慎重に行う。
- 個人情報を含む重要情報の紛失や漏えい等の事故が起きれば、都政にとって大きな 損害となるだけでなく、信頼の失墜をも招くことを常に意識する。
- 事業の委託に当たっては、受託者も都と同様の個人情報保護に係る責務を有することを認識し、個人情報の紛失や漏えい等の事故が起きないよう、指導、監督する責務 を都が有していることを忘れない。
- 会計や契約等の経理事務に携わる者にあっては、事務事業に公金を支出するに当たって、都民から預かった公金の重みを自覚し、事務処理を厳正かつ適正に行う。
- 経理事務に携わる者以外にあっても、都民から大切な税金を預かって業務を執行しているという公金意識を持ち、最少の経費で最大の効果を上げることを常に心がけ、都民サービスの向上に向けて取り組む。

行動指針3 都民への誠実・公正な対応を徹底する。

【考え方】

- 都政の見える化・透明化の推進のため、公文書開示制度を適切に運用 するとともに、積極的に情報を公開する。
- 都政は都民からの信頼のもと成り立つことを常に認識し、都民の理解 と納得を得るに足る説明責任を果たす。
- 都民からの意見、相談、要望等に、誠実かつ公平・公正に対応する。
- 「職員一人ひとりが都の代表である」という意識を持ち、常に都民の 立場に立って行動する。

【心構え】

- 公文書は、「職員が職務上作成する文書」というだけではなく、公開された場合は「都 民への説明責任を果たす」という観点からも重要なものとなることを常に意識した 上で適切に作成、保存する。
- 公文書の開示は、「都政の見える化、透明化」を推進する観点から、「都民目線での情報の開示となっているか」を検討し、非開示箇所が最小限になるように努める。
- 「都民にとって分かりやすい説明になっているか、説明を尽くしているか、誤解を 招かないか」を常に意識し、一方的な説明ではなく、都民の理解を得るための努力 をする。
- 情報や資料等を公表する際は、「都民の理解が得られるよう、分かりやすく、親しみ やすく、読みやすい表現になっているか」や、「都民がデータを二次利用しやすいか」 など、都民の立場に立った情報提供方法を心がける。
- 都民からの意見、相談、要望等は、「より良い都民サービスに結び付く貴重な情報源である」ということを認識し、情報を組織内で共有化するとともに、積極的に事業に反映させることを検討する。
- 受付窓口や電話等において都民と接するとき、その対応が都政に対する都民の信頼 や評価の獲得に大きな影響を与えるものであることを認識する。
- 都民対応に当たっては、職員一人ひとりが「自分が相手の立場に立ったときにどう 感じるか」を意識し、常に相手を尊重した行動に努める。